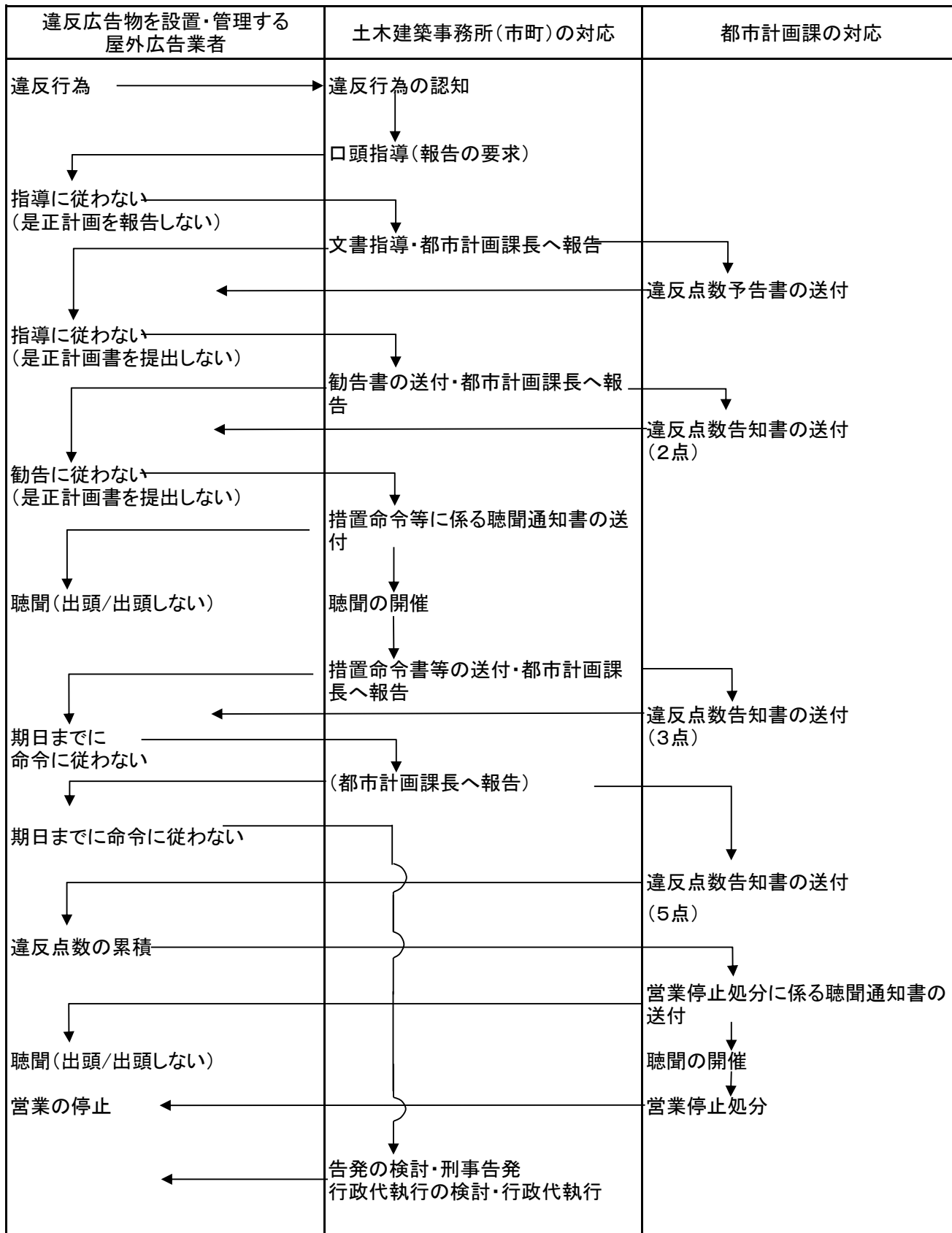


想定される指導・処分等の基本的な流れ

【想定事例】許可基準に適合しない広告物を設置した登録業者が、指導に従わず、当該広告物の管理を継続しているケース



・本フロー図は、登録業者に対する指導・処分等の基本的な流れを示したものであり、実際の対応はこの限りではありません。
 ・山口県の事務処理の特例に関する条例(平成12年山口県条例第2号)に基づき、屋外広告物事務を処理する市町における違反広告物の是正指導は、本図における「土木建築事務所の対応」に代わり、各市町においてそれぞれの事務処理要領等に基づき行われます。